

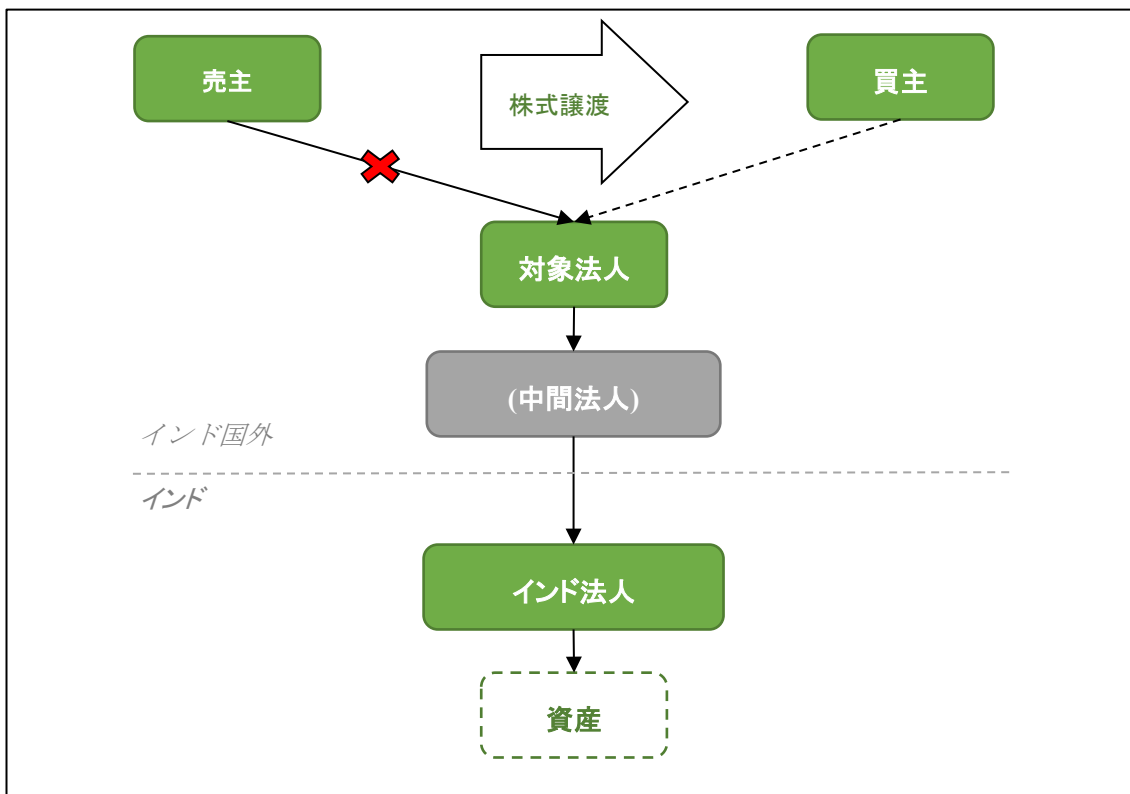
執筆者:

E-mail✉ [鈴木 多恵子](#)

E-mail✉ [白井 美和子](#)

E-mail✉ [Varsha Bhattacharya](#)

インド企業を子会社を持つシンガポール法人の買収等においても、インドの税制では、その株式の価値が実質的にインド国内の資産から生じている場合には、その譲渡所得(キャピタル・ゲイン)がインドで課税され、様々なコンプライアンスが求められます。インド企業が直接対象会社ではないものの、その子会社や孫会社として含まれる大型のクロスボーダーM&Aにおいて、このインドでの間接譲渡課税の問題は盲点となりやすく、契約上も入念な手当を要することから、本稿では、その税制及び法的観点からの実務上の留意点を概説します。



1. インドにおける株式の間接譲渡課税

The Income Tax Act, 1961(インド所得税法)上、インド居住者についてはその全所得が、インド非居住者についてはインド源泉所得のみが、インドで課税されます¹。インド所得税法は、キャピタル・ゲインについては、「インド国内に所在する」資本資産の譲渡から生じた所得はインド源泉所得とみなされる旨規定しており、非居住者もインドで課税されます²。

¹ インド所得税法 5 条。

² インド所得税法 9 条(1)(i)。

従前、インド所得税法には、外国法人がインド法人の株式やインド国内の資産を保有している場合に、当該外国法人の株式の譲渡が、「インドに所在する」資本資産の譲渡として、インドで課税されるか否かについて、明らかにした規定は存在しませんでした。しかし、有名なボーダフォン事件における 2012 年の最高裁判決³を受けて、2012 年にインド所得税法が改正され、外国法人の株式であっても、その株式の価値が実質的にインド国内に所在する資産から生じている場合には、「インドに所在する」資本資産であるとみなされるとされ、この譲渡により生じた所得はインド源泉所得としてインドで課税されることが明確化されました⁴。その後、2015 年改正により、外国法人のインド国内に所在する資産の価値が、(a) 1 億インドルピーを超え、かつ、(b) 当該外国法人の総資産に占める割合が 50%以上である場合には、その外国法人の株式の価値が実質的にインド国内の資産から生じている場合に該当する、と規定されました⁵。

上記の要件を充たす外国法人の株式譲渡から生じたキャピタル・ゲインは、その売主がインド居住者でない場合であっても、インド所得税法上は、インド源泉所得として、インドで課税されます⁶。

2. インドにおける株式の間譲渡課税

キャピタル・ゲインについては、利益を得る売主が本来的な納税義務者であるものの、インド所得税法は、当該株式の買主に源泉徴収義務を課しています⁷。買主がこれを怠った場合、インド課税当局は、買主に対して直接その納付を求めることができます。また、その納付方法の如何に関わらず、売主はインドにおいて所得税の申告を行い、これとともに、インド勅許会計士等が作成したキャピタル・ゲインが適正に算定されていることの証明書(Form No. 3CT)を提出しなければなりません⁸。

上述のとおり、買主は、売主に支払う株式の売買価額から、法定の源泉税額を源泉徴収し、これを法定期間内(一般的には、売買代金を送金した月の月末から 7 日以内)にインド当局に納付しなければならないことから⁹、実務においては、買主は、源泉徴収すべき金額を正確に把握するため、売主に対して、株式売買契約におけるクロージングの前提条件として、勅許会計士による税額証明書の提供を求めることが一般的です。

株式譲渡を円滑に行うという観点からは、買収対象である企業がインドで何らかのビジネスを行っている場合、交渉の初期段階において、対象企業の株式譲渡がインドにおいて課税対象となる間譲渡に該当するか否かを検討、確認することが肝要です。また、上記の評価プロセスには相応の時間が必要であるため、対象企業のインドの資産の評価額が上述の要件に該当する可能性が高いと考える場合には、クロージング前に確実に評価プロセスを完了できるよう、可能な限り早期に、売主に評価報告書の作成に着手させるべきと考えられます。また、売主及び買主は、後日、インド課税当局による調査を受けた場合に、対象となる株式譲渡が、インドで課税対象とならないこと又は課税対象となる場合にその算定された評価額及び税額が適正であることを示すことができるよう、評価報告書及び対象企業が作成する事業計画等これを裏付ける補助資料を保存しておく必要があります。

さらに、買主は、源泉税を納付する際に必要となる Tax Deduction and Collection Account Number (TAN)の取得も必要です。TAN の新規取得には通常 2、3 週間を要するため、クロージングに向けた準備の一つとして考慮する必要があります。なお、TAN

³ ボーダフォン事件: ボーダフォンのオランダ法人が、売主であるケイマン法人から、中間持株会社を通してインド法人である Hutchison Essar 社の株式の 67%を直接又は間接的に保有するケイマン法人(対象会社)の株式を取得したところ、インド課税当局が、この取引は実質的にインド法人の支配権の取得を目的としており、インド国内に所在する資本資産の譲渡に当たるなどとして、ボーダフォン社に源泉税の納付等を求めた事件です。最高裁は、当時のインド所得税法 9 条(1)(i)の解釈として、インド源泉所得であるとみなされる資本資産の譲渡には間譲渡は含まれないとの判断を示し、納税者側の主張を認めました。

なお、弊所ビジネス・タックス・ロー・ニューズレター(2012 年 12 月)において、ボーダフォン事件の 2012 年最高裁判決について紹介しております[Vodafone 事件インド最高裁判決とその後の法改正の動向と影響 (nishimura.com)]。

⁴ インド所得税法 9 条(1)(i)の Explanation 5。

⁵ インド所得税法 9 条(1)(i)の Explanation 6。

⁶ なお、一定の非居住者売主による間譲渡については、間譲渡課税の適用対象から除外されます(インド所得税 9 条(1)(i)の Explanation 7)。

⁷ インド所得税法 195 条。

⁸ the Income Tax Rules, 1962 (インド所得税規則) 11UC。

⁹ インド所得税規則 30(2)。

の取得が遅れたことにより法定期限内に源泉税の納付ができなかった場合、買主には遅延利息の納付義務が生じます¹⁰。

3. 租税条約による課税の免除、軽減

売主は、インドと売主の居住地国との間で締結された租税条約において、売主に有利な規定が存在する場合(売主の所得に対するインドの課税権が制限されている場合や売主にとって有利な条件が付されている場合等)は、租税条約の適用により、インド所得税法上の課税の免除や軽減を受けることができます¹¹。したがって、株式の譲渡にあたっては、インドと売主の居住地国との間で締結された租税条約を確認することになります。


売主が日本居住者である場合、日印租税条約においては、インド法人の株式の譲渡によって生じた所得についてはインドにも課税権が認められている一方、株式の間接譲渡に関する規定はありませんでしたが、BEPS 防止措置実施条約¹²第9条4の適用により、2020年4月1日以降については、日本居住者が保有する株式又は持分の価値の50%を超える部分がインドに所在する「不動産」によって直接又は間接に構成される場合には、間接譲渡によって生じた所得についてインドにも課税権が認められています。上述したインド所得税法の規定とは異なり、日印租税条約では、その対象が不動産のみに限定されているため、インド国内に所在する資産がほぼ動産のみで構成されている場合には上記の規定の適用はなく、日印租税条約第13条5に基づき、日本法人がインド国外法人の株式譲渡によって得た譲渡所得につき、インドに課税権は認められず、インドの課税には服しないと考えられます。

売主がシンガポール居住者である場合、日印租税条約とは異なり、印星租税条約には、間接譲渡に関する個別の規定はありません。印星租税条約では、①2017年4月1日までに取得したインド法人又はシンガポール法人の株式の譲渡により生じたキャピタル・ゲインについては、売主の居住地国のみに課税権を認めており、売主がシンガポール居住者である場合にはインドの課税権は認められません¹³。一方、②2017年4月1日以降に取得したインド法人又はシンガポール法人の株式の譲渡により生じたキャピタル・ゲインについては、譲渡対象となる法人の居住地国において課税「できる」と規定されているのみであり、租税条約の規定上、他方の締結国の課税権が排除されていません¹⁴。したがって、シンガポール居住者が、2017年4月1日以降に取得したシンガポール法人の株式を譲渡した場合、その株式の価値が実質的にインド国内に所在する資産から生じていると認定されれば、これにより生じたキャピタル・ゲインに対してインドも課税できることとなります。

なお、具体的な事例において、租税条約上の特典を享受することが認められるかについては、各租税条約の濫用防止条項やインド所得税法上の租税回避否認規定¹⁵の観点からも精査が必要です。この点、現在、租税条約上の特典の付与や解釈を巡っては、インドの裁判所に多数の案件が係属し、争われており、その中には印星租税条約に関するものも含まれています。買主の立場からは、インド所得税法における間接譲渡課税についてはインドの裁判所の判断が十分集積していないことを踏まえ、売主に対し信頼のおける税務意見書の提出を取引の前提条件として定め、また、十分な補償合意でカバーされた表明保証を規定する等、事案ごとに、契約上のリスクヘッジを検討する必要があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹⁰ インド所得税法 201 条(1A)。

¹¹ インド所得税法 90 条(2)。

¹² 税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約(MLI)。

¹³ 印星租税条約 13 条(4A)。

¹⁴ 印星租税条約 13 条(4B)。同条項は、“Gains from the alienation of shares acquired on or after 1 April 2017 in a company which is a resident of a Contracting State may be taxed in that State.”と規定しています。

¹⁵ 国際的な租税回避、税源浸食に対する取組みの中で、インド所得税法においても、一般的な租税回避否認規定が導入されています(インド所得税法 10 章参照)。